第159回栃木県都市計画審議会議案書

平成２４年７月３１日

栃木県都市計画審議会

第159回栃木県都市計画審議会付議（案）

議案 番号	都　市 計　画 区域名	市町村名	件　　　　　　　　名	公開 ・ 非公開	ﾍﾟｰｼﾞ
1	足利佐野	佐野市	足利佐野都市計画区域区分の変更について	公開	1
2	宇都宮	宇都宮市	宇都宮都市計画道路の変更について	公開	4

第１号議案

足利佐野都市計画区域区分の変更について

栃木県知事から付議されたこのことについて、次のように提出します。

平成２４年７月３１日

栃木県都市計画審議会長　永井　護

都計第１４２号

平成２４年7月２４日

栃木県都市計画審議会

会長　永井　護　様

栃木県知事　福　田　富　一

足利佐野都市計画区域区分の変更について

このことについて、都市計画法第21条第２項において準用する同法第18条第１項の規定により、次のように審議会に付議します。

足利佐野都市計画区域区分の変更（栃木県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

１　市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」変更する。

足利佐野都市計画区域区分の変更について

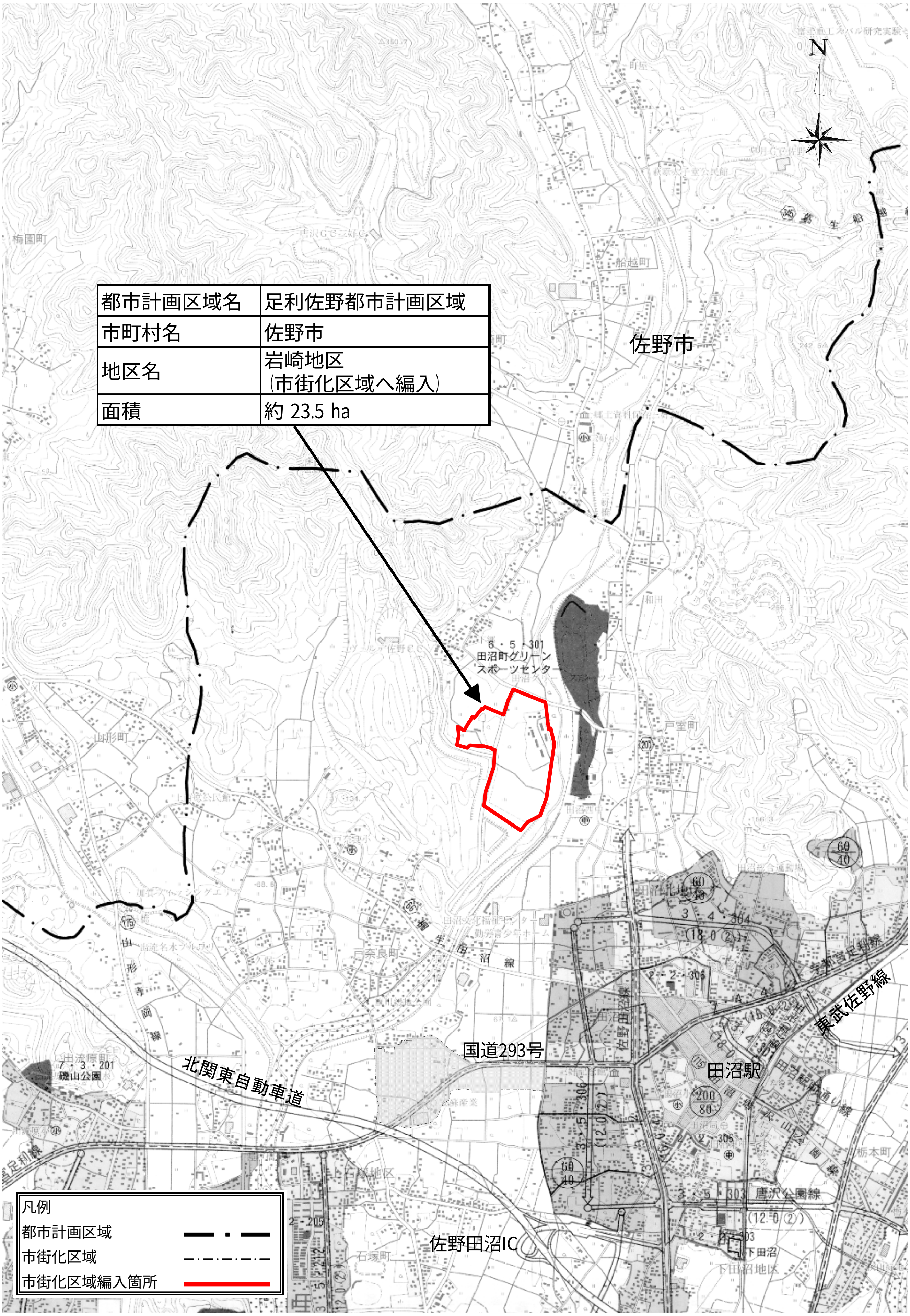

都市計画区域名	足利佐野都市計画区域
市町村名	佐野市
地区名	岩崎地区 （市街化区域へ編入）
面積	約 23.5 ha

S＝1：25,000

第２号議案

宇都宮都市計画道路の変更について

栃木県知事から付議されたこのことについて、次のように提出します。

平成２４年７月３１日

栃木県都市計画審議会長　永井　護

都計第１４３号

平成２４年7月２４日

栃木県都市計画審議会

会長　永井　護　様

栃木県知事　福　田　富　一

宇都宮都市計画道路の変更について

このことについて、都市計画法第21条第２項において準用する同法第18条第１項の規定により、次のように審議会に付議します。

宇都宮都市計画道路の変更（栃木県決定）

都市計画道路中３・４・１０２号宇都宮日光線ほか１路線を次のように変更する。

<table>
<tr><th rowspan="2">種別</th><th colspan="2">名称</th><th colspan="3">位置</th><th>区域</th><th colspan="4">構造</th><th>備考</th></tr>
<tr><th>番号</th><th>路線名</th><th>起点</th><th>終点</th><th>主な経過地</th><th>延長</th><th>構造形式</th><th>車線の数</th><th>幅員</th><th>地表式の区間における鉄道等との交差の構造</th><th></th></tr>
<tr><td rowspan="6">幹線街路</td><td>3･4･102</td><td>宇都宮日光線</td><td>宇都宮市不動前５丁目</td><td>宇都宮市下金井町</td><td>宇都宮市上戸祭町</td><td>約9,670m</td><td>地表式</td><td>2車線</td><td>20.0m</td><td>東武鉄道宇都宮線と立体交差

幹線街路3･3･104号外環状線と立体交差

幹線街路3･3･103号新日光線と立体交差

幹線街路と平面交差12箇所</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">車線の数の内訳</td><td colspan="3">２車線</td><td>約6,520m</td><td colspan="4" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">４車線</td><td>約3,150m</td></tr>
<tr><td>3･4･106</td><td>塙田平出線</td><td>宇都宮市小幡１丁目</td><td>宇都宮市平出工業団地</td><td>宇都宮市塙田４丁目</td><td>約4,980m</td><td>地表式</td><td>2車線</td><td>18.0m</td><td>JR東北本線と立体交差

JR東北新幹線と立体交差

幹線街路と平面交差10箇所</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">車線の数の内訳</td><td colspan="3">２車線</td><td>約2,420m</td><td colspan="4" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">４車線</td><td>約2,560m</td></tr>
</table>

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理　　由

　将来の土地利用、交通の見通しを勘案し、自動車、自転車及び歩行者の安全で円滑な交通処理を行うため、本案のとおり変更しようとするものである。

宇都宮都市計画道路の変更について

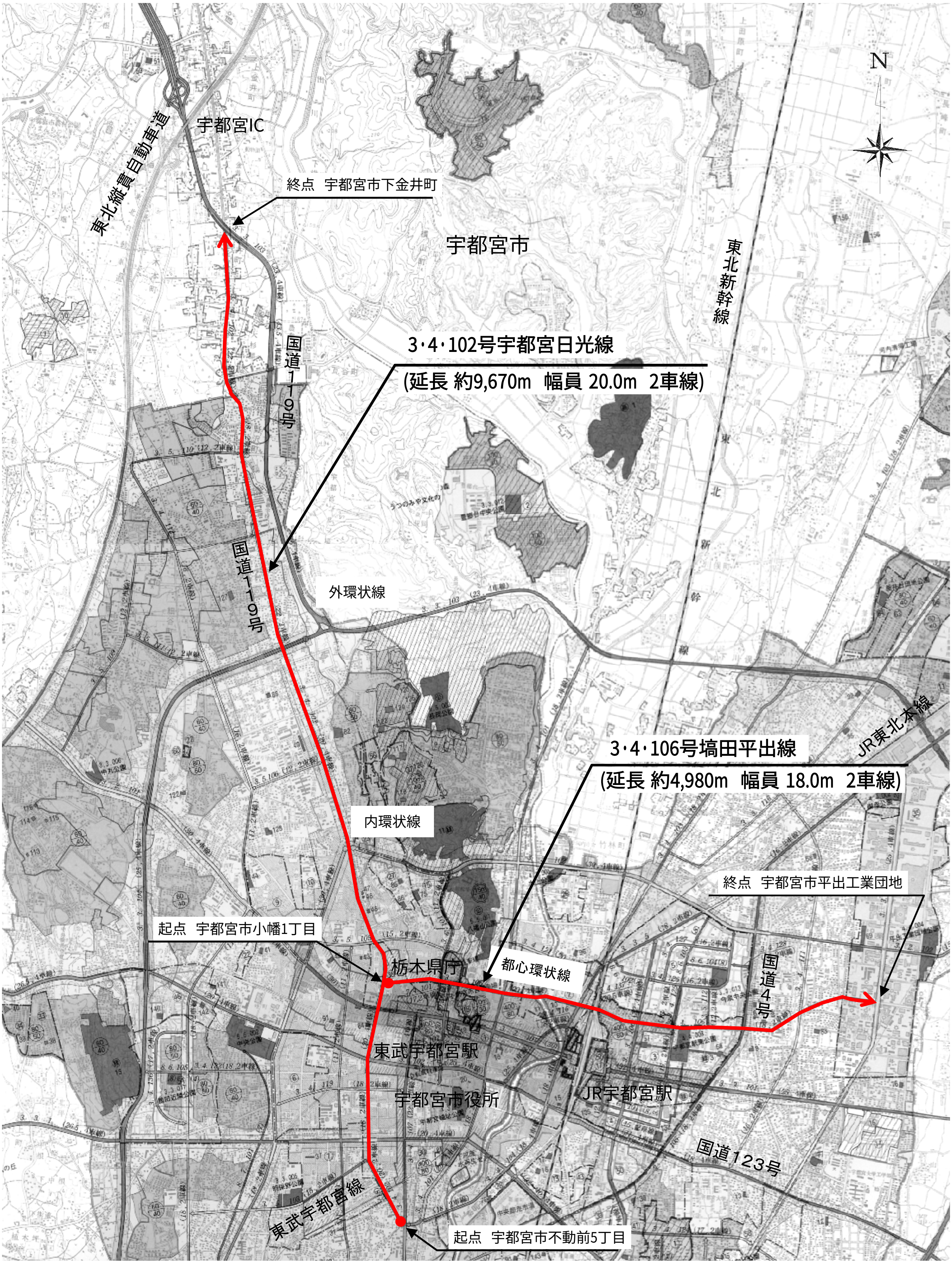

S＝1：50,000